

京都市告示第202号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成25年7月6日から平成27年3月31日まで、株式会社ワン・ワールドを京都市公金収納受託者として、動物園の入園料の徴収及び収納事務を委託します。

平成25年7月5日

京都市長 門川 大作

(文化市民局動物園)